

嚮陽会館複合交流施設整備基本設計業務委託仕様書

I 業務概要

Ⅰ 履行期間	概算工事費提出日	令和 7 年 1 月 3 1 日
	基本設計業務完了日	令和 7 年 3 月 3 1 日

2 業務内容

(1) 嚮陽会館複合交流施設整備に係る基本設計

建築（総合）基本設計

電気設備基本設計

機械設備（給排水衛生、空調換気設備）基本設計

昇降機設備基本設計

屋内型子どもの遊び場基本設計

什器備品計画

外構基本設計

駐車場計画

サイン計画

ユニバーサルデザイン計画

ZEB Ready 実現に係る機能、設備計画

省エネルギー計画

(2) 概略工事工程表の作成

(3) 工事概算費用算出

(4) 各種技術資料（材料選定比較や経済比較、各工法検討資料等）の作成

(5) 透視図の作成（外観・内観）

(6) ワークショップを活用した意見聴取等

遊びを取り入れたワークショップを 2 回実施し、子どもの意見を聴取し、設計に反映する。また施設の活用方法について考えるワークショップを 2 回実施し、設計に反映する。実施においては、企画の立案、準備、進行、意見のまとめを行う。

(7) 説明補助・資料作成等業務

ア 説明会等を実施する場合の説明補助・資料作成

イ 市が提出する交付金、補助金等の必要書類について、書類の作成補助、資料提供

3 設計と条件

(1) 「嚮陽会館複合交流施設整備基本計画」「嚮陽会館複合交流施設整備改修計画書」を踏まえた設計とする。

(2) (別紙 3) 要求水準書に沿った提案設計とする。

II 業務仕様

Ⅰ 特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省）」、「平成 31 年国土交通省告示第 98 号」による。

2 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

(1)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

3 基本設計業務の内容

項 目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	委託者から提示される改修方針、耐震性能・設備機能の水準などの要求その他諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	委託者から提示される要求の内容に相互矛盾がある場合、または整理した設計条件に変更がある場合において、委託者に説明を求め協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査および関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物に関する法令および条例上の制約条件を調査、整理する。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査および関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定と委託者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、委託者に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、委託者と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書を作成する。また概略工事工程表を作成し、それにあわせて年度毎の概算工事費を積算する。
(7) 基本設計内容の委託者への説明等		基本設計を行っている間、委託者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について委託者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を委託者に提出し、設計意図、基本設計内容の総合的な説明をおこなう。

4 業務の実施

(1)一般事項

- ア この業務は、提示された設計と条件および適用基準等によって行う。
- イ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた基本設計図書および適用基準等によって行う。
- ウ 基本設計に必要な資料については貸し出し可能とする。
- エ 関係機関（建築主事・消防・上下水道・ガス・電力・通信等）との協議を綿密に行い、その経緯を議事録にまとめ、書面にて監督職員に提出すること。

(2)打合せおよび記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録簿を作成し、監督職員に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 各種協議、説明会時
- ウ その他監督職員または管理技術者が必要と認めた時

(3)適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または監修した最新版のものとする。

ア 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の企画書および設計説明書作成要領
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
- ・防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
- ・建築物等の利用に関する説明書作成の手引き
- ・地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- ・コスト縮減のための公共建築設計指針

イ 建築・設備

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説

ウ 積算

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築数量積算基準・同解説
- ・公共建築設備数量積算基準・同解説

5 基本設計成果図書

基本設計図書			製本形態等	提出数
(1)建築（総合）		計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表および求積図 配置計画図 平面計画図 断面計画図 立面計画図 仮設計画図 防災計画図	A4 ファイル 綴じ	2 部
(2)設備	電気設備	電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 各種技術資料		
	給排水衛生設備	給排水衛生設備計画説明書 給排水衛生設備設計概要書 各種技術資料		
	空調換気設備	空調換気設備計画説明書 空調換気設備設計概要書 各種技術資料		
	昇降機設備	昇降機設備計画概要書 仕様概要書		
(3)その他		屋内型子どもの遊び場基本設計書 什器備品計画書 外構基本設計書 駐車場計画書 サイン計画書 ユニバーサルデザイン計画書 ZEB Ready 実現に係る機能、 設備計画書 省エネルギー計画書 透視図（外観 1 枚、内観 3 枚）	A4 ファイル 綴じ	2 部
(4)概略工事工程表				
(5)工事費概算書		積算書 見積書（指示のあるもの） 単価適用根拠（物価本等写）	A4 ファイル 綴じ	2 部
(6)各種 技術資料		材料選定比較や経済比較、工 法検討資料等	A4 ファイル 綴じ	2 部
(7)打合せ記録簿（説明会等の会議録含む）				
(8)その他監督員が必要と認めるもの				

(9)電子データ（成果品の電子データを収納した CD-R）	1 枚
-------------------------------	-----

（注意）

※「計画説明書」には、設計趣旨および計画概要に関する記載を含む。

※「設計概要書」には、仕様概要および計画図に関する記載を含む。

※製本形態のとおり、ファイリングしインデックスにて仕分けすること。

※電子データについては、元データ（CAD、Word 等）および PDF データとする。

※図面（CAD）データは JWW 形式とすること。